PCA クラウド利用規約 プラン別細則 プリペイドプラン用

第1条(契約申込・成立)

- 1. お客様が本サービスを新規に利用を希望する場合、販売パートナーから、「PCA クラウドプリペイドパッケージ」をご購入いただいたうえで、当社指定のホームページよりお申し込みください。
 - また、利用期間の延長を希望する場合は、当社がお客様へ発送する「更新案内 兼 更新申込書」に基づいて、販売パートナーを通じて当社へ更新用パッケージをお申込みください。
- 2. 新規にお申し込みの場合は、前項に定める申し込み手続きに基づき、当社から管理者へ当社の定める「PCA クラウド利用通知書」(以下、「利用通知書」という)の発送をもって、本サービスの利用契約の成立といたします。
 - 利用期間を延長される場合は、販売パートナーより当社へお客様の更新用パッケージの注文があり、当社から管理者への利用通知書の発送をもって、本サービスの利用契約の成立といたします。
- 3. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当している場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1)申し込み内容に虚偽、ご記入漏れ、誤記、判読不能部分があった場合
 - (2)過去に規約違反等により、当社が提供するサービスご利用の資格を取り消されたことがある場合
 - (3)その他当社がお客様として不適切と判断した場合

第2条 (利用期間・更新・解約)

- 1. 本サービスの無料利用のご利用開始可能日は、サービスユーザー I D と共に利用通知書にてお知らせいたします。
- 2. 本サービスの利用期間は、利用通知書に記載された課金開始日から利用終了日までとなります。
- 3. 利用期間を延長する場合、利用終了日の5営業日前までに更新用パッケージを販売パートナーにお申込みください。
 - なお、利用終了日の午前中までにお客様が販売パートナーに発注された更新用パッケージについて、販売パートナーから当社へ更新用パッケージのお申込みがない場合には、利用通知書に記載の利用終了日にて一切のサービスを終了いたします。
- 4. 本サービスのご利用を利用終了日前に終了される場合は、当社の定める「PCA クラウド解約申込書」 (以下「解約申込書」とする)に必要事項を記入のうえ、当社まで郵送にてお送りください。
- 5. お送り頂いた解約申込書に記載漏れがある場合等は本サービスの契約終了日が遅れる場合がございます。

第3条 (契約容量・利用時間・サポートサービス)

- 1.お客様が本サービスでご利用いただけるサーバーの契約容量は利用通知書に定める通りです
- 2. 本サービスの利用可能時間は、以下とします。

【新データセンターへの移行前のお客様】

5:00~24:00 (1日19時間・年中無休)

【新データセンターへの移行後のお客様】

1日24時間(年中無休)

3. 本サービスをご利用のお客様に対し、利用通知書に記載されたお申し込み製品を対象に、下記の「サポートサービス」をご提供させていただきます(「サポートサービス」のご提供は日本国内に限らせていただきます。)

なお、「サポートサービス」の提供期間は、利用期間と同一です。

①専用サポート電話のご利用 (フリーダイヤル)

「サポートサービス」専用電話にて、ソフトウェアの操作方法のお問合わせができます。

「サポートサービス」のご利用時間 月〜金(祝日/当社指定休日を除く) 9:30~12:00 13: 00~17:30

- *ただし、仕訳方法や社会保険の事務手続きなど、ソフトウェア自体の操作に直接関わりのないご相談にはお応えいたしかねます。
- ②「PCA オリジナル専用帳票」を 15%割引にてご提供
- ③最新バージョンのプログラム・PDF マニュアルを無償提供 *ただし、ダウンロードでのご提供となります。
- ④各種情報をご提供

第4条(利用内容の変更・届出事項)

- 1. 利用期間中のサービス内容の変更は、利用ライセンス数の追加およびソフトウェアの追加のみ可能です。ただし、変更を希望する場合には、当社が見積るサービス利用料金の変更分(差額分)の利用パッケージを販売パートナーより購入して頂く必要があります。
- 2. 次の各号のいずれかに該当するときは、お客様は自身または管理者により変更内容を当社の定める方法で当社にすみやかに届け出る義務があります。
 - (1)住所または所在地を変更しようとするとき
 - (2)商号または屋号を変更しようとするとき
 - (3)代表者または事業主を変更しようとするとき
 - (4)決済方法や決済に必要な諸届けの内容を変更しようとするとき
 - (5)管理者、電話番号または e-mail アドレスを変更しようとするとき
- 3. 当社が必要と判断する書類がある場合、お客様は当該書類を提出しなくてはなりません。
- 4. お客様について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、 差押または滞納処分が行われた場合は当社にすみやかに届け出る義務があります。(ただし、支払完 了済みの期間を除く)

付則

1. 本規約は、2024年1月1日から実施します。

旧規約からの変更点

・「新データセンターへの移行**前**のお客様」のサービス利用可能時間と、「新データセンターへの移行**後**のお客様」のサービス利用可能時間を併記しました。